

防整技第 1 4 8 7 1 号
令和 6 年 6 月 2 6 日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事における積算基準について(通知)

標記について、防衛省が実施する建設工事(工事の実施細目について(防整技第 7 1 6 7 号。2 8. 3. 3 1)第 2 第 1 号に規定する建設工事をいう。)のうち、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事については、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づく統一基準により実施するものとし、土木工事については、別紙第 1 に定める「土木工事積算基準」、通信工事については、別紙第 2 に定める「通信工事積算基準」及び総合工事については、別紙第 3 に定める「総合工事積算基準」により実施されたい。

本通知は、令和 6 年 7 月 1 日以降の入札公告から適用することとし、この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局施設整備官が定めるものとする。

ただし、令和 6 年 6 月 3 0 日以前に入札をした事案については、従前のおりとする。

なお、建設工事における積算基準について(防整技第 7 1 7 5 号。2 8. 3. 3 1)は、令和 6 年 6 月 3 0 日限りで廃止する。

添付書類：別紙第 1～別紙第 3

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

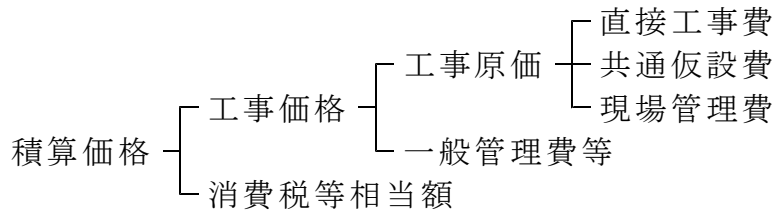
土木工事積算基準

(目的)

第 1 この基準は、土木工事の予定価格の基礎となる積算価格の算定について必要な事項を定め、もって積算価格の適正な算定に資することを目的とする。

(積算価格の構成)

第 2 積算価格の構成は、次のとおりとする。



(積算価格の内訳)

第 3 積算価格は、次の各号により算定するものとする。

1 直接工事費

直接工事費は、工事の目的物を施工するに当たり、直接必要な費用とし、材料費、労務費、機械経費その他必要な費用の合計額とする。

2 共通仮設費

共通仮設費は、各工事部門に対し共通の費用（直接工事費に該当するものを除く。）とし、準備費、運搬費その他必要な費用の合計額とする。

3 現場管理費

現場管理費は、受注者が工事を維持運営するために必要な費用（直接工事費及び共通仮設費に該当するものは除く。）とし、直接工事費及び共通仮設費の合計額に現場管理費率を乗じて得た額とする。

4 一般管理費等

一般管理費等は、受注者の経営管理と活動に必要な本・支店等の費用（一般管理費）及び受注者が継続して経営するために必要な費用（付加利益）とし、工事原価（直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の合計額）に一般管理費等率を乗じて得た額とする。

5 工事価格

工事価格は、工事原価、一般管理費等の合計額とし、各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

6 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分の率を乗じて得た額とする。

(設計変更時の積算)

第 4 現に施工中の工事について設計変更を行う場合の積算価格は、原工事に準じて、実状勘案の上、算定するものとする。

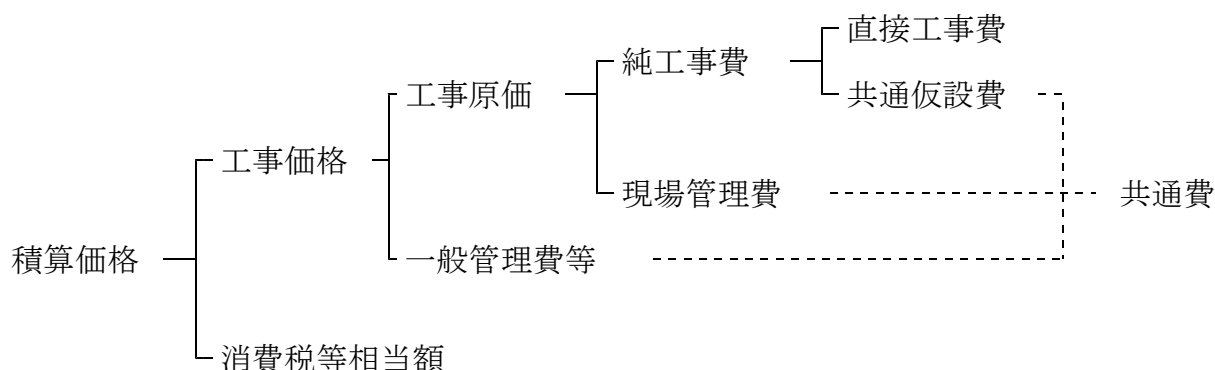
通信工事積算基準

(目的)

第 1 この基準は、通信工事の予定価格の基礎となる積算価格の算定について必要な事項を定め、もって積算価格の適正な算定に資することを目的とする。

(積算価格の構成)

第 2 積算価格の構成は、次のとおりとする。



(積算価格の内訳)

第 3 積算価格は、次の各号により算定するものとする。

1 直接工事費

直接工事費は、工事の目的物を施工するに当たり、直接必要な費用とし、材料費、労務費、機械経費その他必要な費用の合計額とする。

2 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に対し共通の費用（直接工事に該当するものを除く。）とし、準備費、運搬費その他必要な費用の合計額とする。

3 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とし、寄託品取扱経費を含むものとする。

寄託品取扱経費は、建設工事請負契約書により機器を寄託する場合に、その機器の取扱いに必要な費用とする。

4 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益とからなる。

5 工事価格

工事価格は、工事原価、一般管理費等の合計額とし、各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

6 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分の率を乗じて得た額とする。

(設計変更時の積算)

第4 現に施工中の工事について設計変更を行う場合の積算価格は、原工事に準じて、実状勘案の上、算定するものとする。

総合工事積算基準

（総合工事の定義）

第 1 総合工事とは、建築、土木、電気設備、機械設備及び通信の各工事のいずれか複数の工事を総合して単一の工事として発注する工事をいう。

（総合工事の積算）

第 2 総合工事の工事価格は、各工事ごとの工事原価の合計額に、各工事のうち最も工事原価が大きい工事の一般管理費等率を乗じて得た額を加算した額とする。

（設計変更時の積算）

第 3 現に施工中の工事について設計変更を行う場合の積算価格は、原工事に準じて、実状勘案の上、算定するものとする。